

5大がん地域連携クリティカルパスについて

申し込み方法

沖縄県統一5大がん地域連携クリティカルパスが完成しました

5大がん地域連携クリティカルパス

<参加申し込み>

沖縄県、沖縄県医師会、沖縄県がん診療連携協議会が実施する「5大がん地域連携クリティカルパス」事業に参加を希望する施設は下記の申込書を記載の上、FAXにてご提出をお願いします。

[かかりつけ施設向け申込書](#)

[専門施設向け申込書](#)

<5大がん地域連携クリティカルパスとして作成したもの>

- 乳がん（患者基本情報書、診療計画表、診療経過表）
- 胃がん（患者基本情報書、診療計画表、診療経過表）
- 肺がん（患者基本情報書、診療計画表、診療経過表）
- 肝がん（患者基本情報書、診療計画表、診療経過表）
- 大腸がん（患者基本情報書、診療計画表、診療経過表）
- [地域連携クリティカルパス運用の手引き](#)
- [私のカルテ](#)

琉大病院がんセンターのHPより申込書をダウンロード

<http://www.ryukyucc.jp/index.jsp>

(専門施設側申込書)

沖縄県がん地域連携クリティカルパス事業参加申込書

沖縄県、沖縄県医師会、沖縄県がん診療連携協議会が実施する
「5大がん地域連携クリティカルパス」事業に参加します。

平成 年 月 日

□肺がん	代表者 (E-Mail)	
	担当医師(複数可) (E-Mail)	
□胃がん	代表者 (E-Mail)	
	担当医師(複数可) (E-Mail)	
□肝がん	代表者 (E-Mail)	
	担当医師(複数可) (E-Mail)	
□大腸がん	代表者 (E-Mail)	
	担当医師(複数可) (E-Mail)	
□乳がん	代表者 (E-Mail)	
	担当医師(複数可) (E-Mail)	

下記の内容にご同意いただく必要があります。

ご同意いただける場合は、各項目にチェックをいれて下さい。

- 5大がん地域連携パス事業に参加する施設の一覧を各種媒体で公開します。
(インターネットや印刷物など)
- 24時間対応可能な施設であり、緊急な患者さんの対応は常時いつでも対応する。

施設名： _____

事務担当者(連携室職員など)： _____

メールアドレス： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

メールアドレスはメーリングリスト登録に使用します。

沖縄県がん診療連携協議会事務局(琉球大学医学部附属病院がんセンター内)

TEL: 098-895-1369(直通) FAX: 098-895-1497(直通)

(かかりつけ施設側申込書)

沖縄県がん地域連携クリティカルパス事業参加申込書

沖縄県、沖縄県医師会、沖縄県がん診療連携協議会が実施する
「5大がん地域連携クリティカルパス」事業に参加します。

平成 年 月 日

がん種： 肺がん 担当医師 _____

胃がん 担当医師 _____

肝がん 担当医師 _____

大腸がん 担当医師 _____

乳がん 担当医師 _____

下記の内容にご同意いただく必要があります。

ご同意いただける場合は、項目にチェックをいれて下さい。

- 5大がん地域連携パス事業に参加する施設の一覧を各種媒体で公開します。
(インターネットや印刷物など)

施設名： _____

事務担当者： _____

メールアドレス： _____

電話番号： _____ F A X 番号： _____

メールアドレスはメーリングリスト登録に使用します。

沖縄県がん診療連携協議会事務局（琉球大学医学部附属病院がんセンター内）
T E L : 098-895-1369 (直通) F A X : 098-895-1497 (直通)

パス事業申し込み状況について（平成22年5月18日現在）

<専門施設>

	施設名	住所	肺	胃	肝	大腸	乳
1	浦添総合病院	沖縄県浦添市伊祖 4-16-1				○	○
2	沖縄病院	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	○	○	○	○	○
3	中頭病院	沖縄県沖縄市知花 6-25-5	○	○	○	○	○
4	もとぶ野毛病院	沖縄県国頭郡本部町大浜 880-1					○
5	那覇西クリニックまかび	沖縄県那覇市真嘉比 76					○
6	丸勝中央クリニック	沖縄県浦添市大平 1-28-1	○	○	○	○	○
7	那覇市立病院	沖縄県那覇市古島 2-31-1	○	○	○	○	○
8	北部地区医師会病院	沖縄県名護市宇茂佐 1712-3	○	○		○	○
9	琉球大学病院	沖縄県中頭郡西原町字上原 207	○	○	○	○	○
10	沖縄県立中部病院	沖縄県うるま市宮里 281	○	○	○	○	○

<かかりつけ施設>

	施設名	住所	肺	胃	肝	大腸	乳
1	やまだクリニック	沖縄県国頭郡本部町字大浜874-15	○	○	○	○	○
2	雄光会 山城消化器内科医院	沖縄県那覇市樋川1-18-22		○	○		
3	又吉内科クリニック	沖縄県那覇市安里 2丁目 9-8		○	○	○	
4	まちなと内科クリニック	沖縄県浦添市牧港 2-46-8	○				
5	泰山会 まつしまクリニック	沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波 894-2		○		○	
6	今帰仁診療所	沖縄県今帰仁村字謝名139番地	○	○	○	○	○
7	曙クリニック	沖縄県那覇市曙 3-20-14		○	○	○	○
8	富岳会 おやかわクリニック	沖縄県宜野湾市長田 1-29-1	○	○	○	○	
9	きなクリニック	沖縄県那覇市首里儀保町 1-26-3	○	○	○	○	○
10	下地診療所	沖縄県宮古島市下地字上地 634-1		○		○	
11	宮古島徳州会病院	沖縄県宮古島市平良字松原 552-1	○	○	○	○	○
12	空と海クリニック	沖縄県豊見城市宜保 370	○	○	○	○	
13	ミラソル のはら元気クリニック	沖縄県那覇市銘苅 3-21-21	○	○	○	○	○
14	博愛医院	沖縄県石垣市字大川 179-1	○	○	○	○	○
15	丸勝中央クリニック	沖縄県浦添市大平 1-28-1	○	○	○	○	○
16	玉城ファミリークリニック	沖縄県中頭郡読谷村字都屋 245	○	○	○	○	○
17	高里内科胃腸科	沖縄県那覇市寄宮 1-9-24	○	○	○	○	
18	那覇市立病院	沖縄県那覇市古島 2-31-1	○	○	○	○	○
19	クリニックぎのわん	沖縄県宜野湾市大山 7-7-22	○	○	○	○	○
20	しみず内科胃腸科	沖縄県浦添市伊祖 2-2-5		○	○	○	
21	Do.久高のマンマ家クリニック	沖縄県浦添市経塚 633					○
22	平良胃腸科・内科	沖縄県宮古島市平良下里 5		○	○	○	
23	もりクリニック	沖縄県豊見城市宜保 293-1	○	○	○	○	○
24	康陽会 仲宗根クリニック	沖縄県沖縄市高原 7-23-14		○		○	
25	なかそね 和 内科	沖縄県那覇市松川 47			○		
26	北部地区医師会病院	名護市宇茂佐 1712-3	○	○		○	○

今後の予定について

<申し込み方法>

平成22年4月1日	がん地域連携クリティカルパスの点数化(参考資料1) 「がん治療連携計画策定料750点」「がん治療連携指導料300点」
平成22年4月20日	沖縄県医師会理事会。 パス事業への参加協力について、沖縄県医師会と沖縄県がん診療連携協議会の連名で依頼することが決定。
平成22年4月30日	沖縄県内のすべての医療機関へパス事業への参加協力と申込書を送付。
平成22年5月14日	沖縄県の5大がん地域連携パス事業参加医療機関一覧を協議会HPに公開する。
平成22年6月1日	多数医療機関で5大がん地域連携パス運用が開始。

2 がん診療連携拠点病院を中心とした連携の充実

基本的考え方

- ◎ がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携による一連の治療計画の整備が進んでいる。患者が身近な環境で質の高いがん医療を受けられる医療提供体制を推進する観点から、こうした取り組みを評価する。

具体的内容

新 B005-6 がん治療連携計画策定料（計画策定病院（退院時）） 750点

【算定要件】

がんと診断された患者で、がん診療拠点病院又は準ずる病院において、初回の手術・放射線治療・化学療法等のため入院した患者に対し、あらかじめ策定してある地域の医療機関との地域連携診療計画に基づき、個別の患者の治療計画を策定し、患者に説明し、同意を得た上で、文書により提供するとともに、退院後の治療を連携して担う医療機関に対して診療情報を提供した場合に、退院時に算定する。

新 B005-6-2 がん治療連携指導料（連携医療機関（情報提供時）） 300点

【算定要件】

がん治療連携計画策定料を算定した患者に対し、計画策定病院において作成された治療計画に基づき、計画策定病院と連携して退院後の治療を行うとともに、計画作成病院に対し、診療情報を提供した場合に算定する。

3 がん治療及び丁寧な説明に対する評価の充実

基本的考え方

- ◎ 外来化学療法において、複雑化、高度化する外来化学療法に対応するため、評価を拡充する。また、外来化学療法の適応となる患者が要介護状態となり介護老人保健施設に入所する例も見られることから、老健施設入所者に対しても適切な化学療法を提供できるよう配慮する。
- ◎ 放射線治療病室を用いるRI治療法については、症例数の増加に反して施設数が減少しているため、治療待機者が増加している。そこで、放射線治療病室の拡充を図る観点から、更なる評価を行う。
- ◎ がんと診断された患者が、診療内容、治療方針、予後の説明を受ける際に、プライバシーの確保、精神的なケアに十分な配慮がなされた場合に評価を行う。

具体的内容

1. 外来化学療法加算の評価の充実

(1) 外来化学療法加算の評価の引き上げ

現 行		改 定 後	
注射 通則 6		注射 通則 6	
イ 外来化学療法加算 1	500点	イ 外来化学療法加算 1	550点
15歳未満の患者	700点	15歳未満の患者	750点
ロ 外来化学療法加算 2	390点	ロ 外来化学療法加算 2	420点
15歳未満の患者	700点	15歳未満の患者	700点